

中ノ池地区計画書 平成30年4月1日変更

名 称		中ノ池地区計画				
位 置		東海市中ノ池六丁目の一部				
面 積		約3.2ha				
地区計画の目標		<p>本地区は、市の中心部から南に位置し、既に土地区画整理事業が施行され、都市基盤整備が完了している区域の一部であり、周辺にはため池を活かした地区公園及び戸建て住宅が主に立地し、良好な低層住宅地としての市街地形成が進行している。</p> <p>そこで、本計画では、周辺の居住環境と調和した緑豊かなゆとりと潤いのある良好な低層住宅地としての市街地形成を図ることを目標とする。</p>				
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地区公園に隣接した快適な住環境を活かし、また、周辺の低層住宅地と調和のとれたより良好な低層住宅地としての市街地形成を図る。				
	地区施設の整備の方針	本地区における道路及び緑道は、人と車の共存する、快適で安全な都市空間を確保するため、既に整備された道路の維持・保全を図るとともに、それを補完する道路及び緑道を、宅地開発事業により適正に配置し、整備を図る。				
	建築物等の整備の方針	土地利用方針に沿った建築物等の整備誘導を図るため、建築物の用途及び敷地面積の最低限度等の制限を行うとともに、緑豊かな低層住宅地として良好な居住環境の形成を図る。				
地区整備	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	配 置
		道 路	道路1号	6m	約100m	計画図表示のとおり
道路2号	6m		約280m			
道路3号	6m		約300m			
道路4号	6m		約30m			
道路5号	6m		約30m			
道路6号	6m		約30m			
その他の公共空地	名 称	幅 員	延 長	配 置		
	緑道1号	4m	約30m	計画図表示のとおり		
	緑道2号	4m	約20m			
	緑道3号	4m	約20m			
	緑道4号	4m	約30m			
	緑道5号	4m	約10m			
建築物等に關する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一戸建ての住宅</li> <li>2 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの（建築基準法施行令第130条の3）</li> <li>3 診療所</li> <li>4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物（建築基準法施行令第130条の4）</li> <li>5 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるもの及び床面積の合計が15㎡以下の畜舎を除く）（建築基準法施行令第130条の5）</li> </ol>				
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡				
	壁面の位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）までの距離の最低限度は1mとする。</li> <li>2 隣地境界線から外壁等までの距離の最低限度は0.5mとする。</li> </ol>				
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する側に垣又は柵を設置する場合は、生垣又は透視可能なフェンス（基礎高0.6m以下）とする。				

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

# 知多都市計画中ノ池地区計画 計画図